



規則および条件

保育園

優れたクラスで厳格なバイリンガル教育プログラムを実施している私たちの使命は、客観的に考え、責任を持って創造的に行動し、他者を尊重するように、また、人生の目標を達成し、幸せになるように生徒を教育することです。

東京日仏国際学園（2019年設立）はプリスクール・幼稚園・小学校・中学校および国際保育園を合わせた定員250名の東京都から証明書が交付された施設です。また国際バカロレア PYP 認定候補校であり、フランス認定インターナショナルスクールネットワークのメンバーになることを目指しています。

学校の長期休暇中も開校し、認定教師のチームが以下のフランス教育省プログラム及び探究型スタイルのプログラムを提供いたします。

- フランス語、英語、日本語、もしくはバイリンガル・トリリンガルの保育園プログラム（1歳～3歳）
- 3歳～11歳のための、英仏、日仏または100%フランス語のプリスクール、小学校と中学校プログラム（フランス教育省と探求・考察に基づいた学習）
- 3歳～11歳のための、100%英語または日本語または日英バイリンガルのプリスクール、小学校と中学校（探求・考察に基づいた学習）
- 3歳～18歳のためのアフタースクールアクティビティ
- 大人のための語学コース

*東京日仏国際学園は PYP の候補校**です。現在、当学園は IB ワールドスクールとして認定を受けることを目指しています。IB ワールドスクールには、質の高い、挑戦的で国際的な教育への貢献という共通の理念があります。

**IB 機構によって認可された学校のみ、以下の4つのアカデミック・プログラムのいずれかを提供することができます。：プライマリー・イヤー・プログラム (PYP)、ミドル・イヤー・プログラム (MYP)、ディプロマ・プログラム (DP)、キャリア関連プログラム (CP)。候補校認定は、正式認定を保証するものではありません。IB とそのプログラムについての詳細は、<http://www.ibo.org> をご参照ください。

パリ、2021年7月13日

"エマニュエル・マクロン氏は、EIFJ の素晴らしい成功を強調し、フランスと日仏の優れた協力関係を促進するための皆さんの取り組みに敬意を表したいと思います。"

ブライス・ブロンデル
フランス大統領首席補佐官

学園長からのお言葉



フランスの教育制度における私のキャリアは、Mission laïque française (MLF)とフランス在外教育庁 (AEFE) のネットワークのもと、フランス国内外で校長、教頭、中等学校校長を歴任してきました。そして2022年、私は名誉ある東京日仏学園の学園長に就任することとなりました。

同校の創設者であり理事長でもあるレベット・ファビアン氏の仕事を引き継ぐことに誇りを持ち、教育界のすべてのメンバーと協力しながら、人々をより良い方向に導くために、この共同プロジェクトに参加できることを光栄に思います。

EIFJは、保育園から小学5年生まで、さまざまな国籍の生徒に豊かな教育の機会を提供しています。

とはいえ、子供のための学校選びは、単に名前や場所を選ぶだけではありません。それは、生徒に適した質の高い教育プロジェクトを選ぶことでもあるのです。

東京日仏国際学園では、個人と将来の市民を育成する場でもあります。そのために、責任感を持って貢献し、率先して行動し、自立できる生徒を育てることに重きを置いています。さらに、人、ルール、環境を尊重することも極めて大切となるでしょう。

私たち教師陣は、子供たちに最高の教育を提供できるよう、皆様のご意見やご要望にお応えしてまいります。一方で、未来の学園の成長のためには、教育に携わるすべての方々のご協力が必要です。ともに、当学園の発展、近代化、統合に貢献していきましょう。

私たちの学校へ、あなたの学校へ、ようこそ。

学園長タータンダ・アントワヌ

運営の仕組み

東京日仏国際学園は、日本の他の私立学園と同様に、東京都 (TMG) および北区役所から定期的な監査を受けています。学園の収容力 (学生と教師の比率、面積当たりの学生の数、衛生規則)、安全条件 (滝野川消防署による確認、避難口、監視カメラ)、およびスタッフの質 (保育・防火証明書の有するスタッフ)。東京日仏国際学園の運営管理者は、資格のあるスタッフ、最高の安全条件を完全に備えて、学生を受け入れます。これらの要件を満たしてい

る学園であるため 2019 年 3 月には「認可外保育所」ステータスを取得しました。これにより要件を満たしている家庭は、自治体から無償化制度による保育補助を受け取ることができます。

- 私立学園であるため、保護者は、生徒に対する学費の支払い義務があります。運営チームは、責任を持って質の高いサービスを提供し、学生の福祉を確保するため、あらゆる努力をします。
- EIFJ の保護者協会は（“Association des Parents d’ Élèves de l’ EIFJ Tokyo”）は、Association Loi 1901 の公的資格を持ち、フランス・パリの FAPEE（在外フランス人学校保護者連合会）に登録されています。すべての保護者は、子どもが EIFJ に入学すると同時に自動的に協会に登録されます。
- 生徒の保護者は、お子様が最終的に入学する時点で、教育プログラム、奨学金、授業料、スクールバス、カフェテリア、課外活動、その他すべてのサービスに関して、学校の一般のおよび特定の条件、サービス、規則を理解したものとみなします。
- 運営管理チームと教育チームは、保有する個人情報の機密性を保証します。

学園のルール

学校生活

保育園は、チームの空き状況に応じて午前 7 時 30 分から午後 8 時まで開園しています。登園時間は午前 8 時 30 分であり、授業の開始は午前 9 時からです。遅刻・早退時には、スタッフに事前にお知らせください。

通常のお迎え時間は何時でも問題ございません。

午後 3 時 30 分以降、お迎えが来ていない生徒は学童に移行します。

お子様のお迎えが可能な方は、保護者の権限を有する方、保護者による許可がある方に限ります（後者は事前に身分証明書、住所、電話番号を学園に周知する必要があります）。学校チームは、身分証明書の提示があった場合のみ、生徒の引き渡しを行います。

なお、未成年者のお迎えはお断りしております。

安全

消防・地震避難訓練を毎月実施しており、防災用品も規制に準じたものを備えております。訓練報告書は東京都にも確認いただいています。

給食

学校専門のケータリングサービスが提供する温かいスクールランチ、またはご家庭から持参したランチを食堂で再び温めて提供するランチのどちらかを選ぶことができます。ケータリ

ングサービス（保育園、幼稚園、小学校、中学校）を選択した場合、学期始めに、食事回数に基づき、すべての給食費が請求されます。お子様が何らかの理由でお休みされた場合、給食費の払い戻しや、給食の追加などはできません。<https://www.eifj.org/ja/cafeteria>

課外活動

課外活動はPre-K以上のお子さんに提供されます。請求書は学期（秋、冬、春、夏）ごとに発行され、学期が始まる前にお支払いいただきます。前期の登録は、保護者の方の希望がない限り、每期自動更新されます。<https://www.eifj.org/ja/afterschool>

トラブル管理

学校時間中、子どもたちは当学園のスタッフの責任の下に置かれます。保護者は学園の敷地内において、子どもに直接的に介入する権利はありません。

学校の規律により、生徒の問題行為が発覚した場合、その内容は当該生徒の保護者に通知されます。学校は生徒間の衝突を防ぐために常に最善を尽くしていますが、生徒が他の生徒の行動によって怪我をしたり、それに伴う治療を受けたりした場合、その責任を負いかねます。そのような場合は、ご家庭間の個人的な話し合いでの解決をお願いしております。

生徒の保護者から経営陣、生徒、スタッフに対する圧力、ハラスメント、脅迫、差別行為は許されるものではありません。生徒または家族の健康に関する重要な事実でありながら、管理者側に報告されていないものは認められません。当学園の管理者、生徒、保護者、学校スタッフに対してそのような不適切な行為があった場合、または学費の未納があった場合、管理者は週明けから7日間後、即時に契約を解除する権利を有します。事前に、保護者宛ての2通の警告書（郵送またはメール）を送付いたします。

紛失物

落とし物は、遅滞なく学校事務所に届けてください。落とし物をした場合は、事務室に問い合わせ、もし教室に届けられていない場合は、先生に連絡してください。主な拾得物は、3階事務室または1階のフロアリーダーへご確認下さい。繰り返しになりますがすべての持ち物にはお子様の名前のご記入をお願い致します。学校はいかなる理由であれ、紛失物や破損物において責任を負いません。

健康、清潔、栄養面

病気

生徒が病気の場合（熱っぽい、伝染病の症状、下痢、嘔吐等）は、ご自宅で様子を見ていただきますようお願いいたします（衛生規約の遵守のため）。

伝染病の病気に感染した場合、ただちに学園に連絡してください。生徒の登校が許可される前に、病気の非伝染性を証明する診断書が必要になります。

自宅で服用した薬、および24～48時間以内に発生したその他の症状（発熱、下痢など）を学園に報告してください。

生徒が欠席される場合は、すみやかに学園にご連絡ください。

学校時間中に病気や事故が発生した場合は、ただちに保護者にご連絡いたします。

投薬

医師による処方箋と家族の承認の署名をご提出していただいた場合に限り、学園で投薬させていただきます。

慢性疾患を持っている生徒の場合、個別の規約が設定されます。

栄養面とアレルギー

食べ物や飲み物を外部からお持ち込みいただくことは可能です。学校での肥満対策の一環として、お菓子、キャンディー、ポテトチップス、または甘すぎたり塩味が強すぎたりするスナックの持参を禁止させていただきたいと思っております。さらに、アレルギーの可能性があるため、お子様は他の生徒とスナックを共有してはいけません。また、窒息を防ぐため、ゼリーなどの小さなキャップのついた製品も禁止されています。ぶどう、リンゴ、トマト、その他窒息の危険がある食品はカットしてから持ち込んでください。子供たちに果物やロールパンなどを与えることをお勧めします。どうぞよろしくお願いいたします。

EIFJは、登録フォームに記入されたご家族の情報に基づき、お子様のアレルギー情報を取得しております。万が一、登録以外の情報で問題が発生した場合は責任を負いかねますのでご了承ください。

寄生虫

お子さんが寄生虫（シラミなど）に罹患した場合、保護者は直ちに必要なケアを実施し、学園にお知らせください。適切なケア行われていない場合は出席停止となる可能性があります。

その他

おもちゃ

学園内にはおもちゃを持ち込まないことを推奨しています。破損や紛失が発生した場合、学園は責任を負いかねます。また、接続が必要なおもちゃの持ち込みは禁止します。

特定条件

- すべての入園児に対して、新しい環境に適応できるよう特別な配慮をする前に、お子様の同席のもと、学園の教師やスタッフと保護者は連絡を密に取りながら（学園訪問と説明の実施、お子様の生活リズムや性格に関する情報共有など）適応を図っていく必要があります。
- 保育園クラスのお子様（0～2歳児）の場合、お子様の着替えの洋服、おむつやおしりふき、ベット用のブランケットやベットシーツ、よだれ掛けなどの身の周りの用品を毎週ご家庭からご用意していただきます。

- 尚、お子様専用の水筒、お弁当*1、おやつ、必要な場合はぬいぐるみなどについても毎週ご用意していただくようお願いいたします。授乳が必要な場合、用意の仕方については担当スタッフまでにお知らせください。帽子は、学園で提供いたします。

*1 冷蔵庫での保管および電子レンジで温めることができるもの

- すべての持ち物にはお子様のフルネームをローマ字で名前付けをしていただきます。
- 保護者の方は、お子様の送迎をする方の氏名を学園に事前にお知らせいただきますようお願いいたします。その際には、身分証明書の提示が必要となります。
- 撮影した写真・動画に関して、生徒の顔にぼかしを入れた写真および動画は、保護者の事前同意なしで、学園のホームページ、ソーシャルネットワークやメディアに公開するものとします。顔が写っている写真・ビデオに関しては、保護者の事前同意があった場合のみ、公開されます。
- 移動に際して、特別な遠足または緊急の場合は、安全規則に従って学園スタッフの車両を使用する場合があります。

登録

- 東京日仏国際学園では、空き状況を鑑みながら一年中生徒を受け入れています。学期途中の入学の場合、学費は日割りで計算されます。
- ご登録の際には、オンライン登録フォームを記入し送信してください。登録情報を確認後、入学確認をメールでお送りいたします。
- 原則として、日付の入った署名付きの登録確認書（年間契約）、入学金、および初月の授業料の支払いにより、お子様の入学が確定いたします。
- 学園の定員状況により、お子様の出席に関して保護者との相談の上、学園から登録内容の変更を提案させていただくことがあります。
- 保育園では、保護者が登録日の変更を希望する場合、1 か月前までの申請が必要になります。その場合、空席状況に応じて対応させていただきますが、一度お支払いいただいた料金は返金いたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- お子様の過去の経歴によっては、入園にあたっての面接や審査の優先順位の対象になることがあります。

- 再登録は、毎年の契約更新により可能です。学校の質的発展を促すため、学校のコミュニケーションツール（ソーシャルネットワーク、ウェブサイト等）で使用するために、学校経営陣および父母の会理事会宛てにご家族様からの体験談をお送りいただけますようお願いいたします。また、この体験談はご家族様により（匿名か否かにかかわらず）学校の Google ページに掲載していただきますようお願いいたします。
- 不適切な行為または支払いの遅滞が確認された場合、学園側は週明けから7日間の状況観察ののち、改善されなかった場合には、即時に契約を解除する権利を有します。その際、事前に保護者宛てに、2回の警告書（郵送かメール）を送付いたします。
- EIFJ 東京と提携している医療機関は、はす花こどもファミリークリニック（〒174-0052 東京都板橋区蓮沼町 23-3）です。定期健康診断や事故等の場合は左記の医療機関で対応・措置を行います。EIFJ 東京の保険会社は東京海上日動火災保険株式会社（保険金額：一事故当たり 10,000 万円）です。クレームや苦情は、学園長 Antoine Cutanda (chefdetablissement@eifj.org) までメールにてお送りください。その際に、創立者 & 理事長 Fabien E. Levet (direction@eifj.org) および保護者会 (association.parents@eifj.org) を CC に加えてください。

送金情報

- 現金支払い
- Stripe 通した Visa/Mastercard でのお支払い (3,6% 手数料)
- Wise.com を通じた支払い 受領者：accounting@goldenmgroup.com
- 銀行振込

ゆうちょ銀行

店名：〇一ハ（読みゼロイチハチ）

店番：018

記号：10150

銀行の住所：〒100-8792 東京都千代田区大手町2丁目3-1

口座番号：普通 92322851（国内送金の場合の口座番号は、最後の1を省略した7桁の数字になります）

名義：ゴールデンエムグループ(ド

国際送金には、手数料が送金者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。お支払い金額が請求書通りであるかどうか、必ずご確認くださいようお願いいたします。受領確認後、通知を転送します。問題が発生した場合は、学園の運営管理者にご連絡ください。

現金：直接お支払いください。

クレジットカード (Visa, Mastercard)：ご連絡ください。

ご登録に際し、必要書類の提出は直接事務局に持参または郵送にてお送りください

ますよう改めてお願いいたします。（メールでの提出不可、必ず手書きでのご記入をお願いします。）

- 当年度の（学校または幼稚園・保育園）在学証明書
- お子様及びご両親のパスポートのコピー
- 外国人の場合、お子様及びご両親の日本の在留カードのコピー
- 日本人の場合、お子様及びご両親の身分証明書のコピー
- お子様の予防接種の記録のコピー
- 最近の健康診断書（以後、年2回、かかりつけ医師による診断書が必要です）
- お子様のアレルギーをお持ちの場合、その診断書
- お子様の健康保険証のコピー
- アウトドアアクティビティの許可（下記参照）
- カフェテリアのケータリング会社情報フォームにサイン（下記参照）
- 写真等利用同意書（下記参照）
- お子様の証明写真
- インフォメーションシートへのご記入とご署名（下記）
- 登園届（年間を通して、お子様が病気で欠席し、治療後学校に戻られる際は、記入して総務にご提出ください。）

幼児教育無償化補助金

EIFJ(西が丘キャンパス)は、都より指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された「認可外」保育施設です。2019年10月の新法施行以降、3歳から6歳のお子さんを持つフランス、諸外国、日本、多国籍のご家庭に、条件付きで月額37,000円の幼児教育無償化補助金を受給していただいています。さらに、2024年1月より、お住まいの自治体によりですが、月額2万円から6万円の保育利用料軽減制度が追加で受けられるようになりました。0歳から2歳のお子様がいるご家庭では月額67,000円を受給することも可能です。

EIFJ 保育園(西ヶ原キャンパス)は、将来的に認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書を受ける施設となるべく、現在取り組んでおります。

補助条件

- フランス、日本、二ヶ国籍、または諸外国籍の保護者がフルタイムまたはパートタイムで最低週12時間働いている、または住民税非課税世帯である必要があります。また、勉強に励むご両親、妊娠しているお母様、もしくは保育サービスを必要とするご両親などにも適用されます。
- 求職活動中の方は、3か月を猶予期間とし補助を受けることも可能です。外国籍の方は入国管理局からの労働許可が必要になります。
- 3歳から6歳のお子さん(日本の学齢)を持つご家庭は、月額37,000円の幼児教育無償化補助金を受けることができます。加えて、2024年1月以降は、自治体によっては月額2万円から6万円の追加助成が可能となりました。
- 助成対象プログラム：幼稚園、小学校（第1学年）、保育園、日々の学童保育、定期的なホリデースクール、年中無休の一時保育。スクールバスや昼食代の補助がある市町村もあります。お住まいの自治体の役所に直接お問合せください。
- 助成対象外プログラム：アフタースクールアクティビティ（語学、音楽、アート、スポーツ、サイエンスなど）スクールバス代、校外学習費。

手続き

1. 日本国内のお住まいの市区町村で「保育の必要性の認定」を受けてください。必要書類を準備して市区町村にご提出ください。市区町村の書類審査後、「施設等利用給付認定通知書」が送付されます。
2. 送付された通知書のコピーを、手渡し、メール(equipe@eifj.org)、または郵送(〒115-0056 東京都北区西が丘1丁目40-13 東京日仏国際学園)にて、学園にご提出ください。
3. 月ごと、四半期ごと、または年単位での保育料のお支払いの都度、学園は「子育て支援提供証明書および領収書」を（Eメールでお送りする EIFJ 独自の領収書とは別に）自治体の様式に従って発行し、直接お渡しします。
4. 最後に、学園から受け取った書類を、各自治体からの要求に応じてその他ご自身で準備された書類があればそれと合わせて、市区町村にご提出ください。その後、補助金が支給されます。